

第百六十一回 参議院内閣委員会會議録第八号

平成十六年十一月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月三十日

白浜 一良君

補欠選任

濱田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

高嶋 良充君

市川 一朗君

小野 清子君

岡崎トミ子君

森 ゆうこ君

秋元 司君

鴻池 祥肇君

佐藤 泰三君

竹山 裕君

中曾根弘文君

西銘順志郎君

神本美恵子君

工藤堅太郎君

松井 孝治君

円 より子君

風間 昶君

浜田 昌良君

黒岩 宇洋君

近藤 正道君

衆議院議員

内閣委員長

内閣委員長代理

内閣委員長代理

内閣委員長代理

松下 忠洋君

宇佐美 登君

上川 陽子君

泉 房穂君

國務大臣

國務大臣

副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房長

警察庁長官官房長

警察庁生活安全局長

伊藤 哲朗君

水谷 安賢君

安藤 隆春君

森岡 正宏君

滝 実君

村田 吉隆君

吉隆君

実君

正宏君

潤君

鳴谷 潤君

安賢君

隆春君

哲朗君

伊藤 哲朗君

水谷 安賢君

安藤 隆春君

森岡 正宏君

滝 実君

村田 吉隆君

吉隆君

実君

正宏君

潤君

鳴谷 潤君

安賢君

隆春君

哲朗君

伊藤 哲朗君

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 犯罪被害者等基本法案を議題といたします。

○委員(高嶋良充君) 本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしくお願いたします。

被害者の支援と被害者の権利の確立は世界各国に比べて二十年から三十年後れを取っているというふうに言われておりますけれども、このように法案が提出されて、今回、参議院の方に回ってきて質疑に至ったというわけでございますが、

民主党としては法案を提出してから四年がたつていくというところでございます。犯罪被害者の方たちからもやつと成立するという喜びの声が聞かれておりますけれども、もちろん、この法案の内容、そして運用の今後の課題ということに関していろいろ問題がありますけれども、まずはここまで来たことを歓迎したいというふうにも思っております。

法案提出者の皆さんのこの法案の提出の趣旨とその思いをまず伺っておきたいと思っております。

○衆議院議員(上川陽子君) 犯罪被害者の皆さん、何の落ち度もないにもかかわらず突然犯罪に巻き込まれ、命を失ったりあるいは心身に重大な障害を負われたばかりではなく、その後も多くの二次的な被害に苦しめられておられました。皆さんの心身及び社会的、経済的損失は極めて大きいにもかかわらず、十分な支援が受けられないまま立ち直れず、孤立化している状況にございませ

す。

そうした被害者の皆さんの抱えている苦痛と困難を考えると、一日も早く心身の回復を図り、平穏な生活に戻ることができるよう、国が責任を持って取り組むことが必要と考えております。国民だれもが犯罪に巻き込まれる可能性が高まっている今日、政治の責任において一日も早く基本法を成立させ、必要な施策を切れ目なく、総合的かつ計画的に実施することが重要と考えています。

そこで、本法案は、犯罪被害者の皆さんの置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者の皆さんの権利利益の保護を図るために、まず犯罪被害者のための施策の基本理念及びこの基本理念を踏まえた犯罪被害者のための施策の基本となる事項を明らかにするとともに、犯罪被害者のための施策を企画、調整、実施、推進していくための省庁横断的組織、具体的には内閣府に設置する犯罪被害者等施策推進会議を設けることにより、犯罪被害者の皆さんのための施策を総合的かつ計画的に推進していくための体制を整備することが必要であると考える考えに至りまして、この法案を提出させていただきます。

法案によりまして犯罪被害者のための施策のグランドデザインが明らかにされた後、本法案にのっとりまして犯罪被害者のための各般の施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が策定され、さらにはこの基本計画に従って個別的施策が着実かつ計画的に実行されていることとなると考えております。

本法案は、このように、犯罪被害者のための施策を推進し展開していく過程の第一段階として、その後の個別的施策を導いていく機能を有するものと位置付けられます。この基本法を制定することは、犯罪被害者の皆さんの権利利益の保護を

図っていく上で極めて重要な意義を持つものと考えており、今正に政治に求められているものと考  
えております。

○岡崎トミ子君 今のことで少し権利利益とい  
うことについて話されておりましたけれども、多  
くの犯罪被害者の皆さんたちが、今回のこの法案  
に關しては、この法案で犯罪被害者の権利が確立  
する、そのことがより確かなものとなるというこ  
とが一番大事だというふうに言っておりましたの  
で、この部分に關しましてお聞きしておきたいと  
いうふうに思います。

○衆議院議員(上川陽子君) 本法の第三条第一  
項、犯罪被害者等も、個人の尊厳が重んぜられ、  
その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有  
するものであることを明確にしたものでございま  
す。犯罪により、いわれない被害を受けた犯罪  
被害者が、その受けた被害の回復、軽減を図つ  
て、再び平穏な生活を営む権利を、利益を有する  
ことは当然ですし、また、犯罪被害者は犯罪によ  
る被害の当事者であって、事件の真相を明らかに  
し、加害者の刑事責任を問う刑事に關する手続に  
適切に關与することも保障されなければなりません。  
そこで、本法の第一条におきまして、こう  
した犯罪被害者の権利の、利益の保護を図ること  
を基本法の目的としたところでございます。

具体的には、本法の第二章に規定します基本  
的施策を通じて犯罪被害者の皆さんの権利利益の  
保護が図られることになるものと考えておりま  
す。

○岡崎トミ子君 前文に「もとより、犯罪等によ  
る被害について第一義的責任を負うのは、加害者  
である。」という文言があります。一瞬、私、こ  
の文言を見まして、提案者の思いに比べて冷たい  
など、このように思ったわけなんです。加害者  
が第一義的責任を負うのは当然だというふう  
に思っておりますが、その被害者の苦痛、損失の深  
刻さ、そしてニーズの多様さを思うときに、やは  
り私たちの社会全体が被害者に対してしっかりと向  
き合うという、そういう決意が何よりも大事では

ないかなというふうに思っております。そして、  
そのためには国と地方公共団体の積極的な取組が  
不可欠だというふうに思っております。

この第一義的責任を負うのは加害者であるとい  
うこの文言の趣旨、なぜかということ、あわせ  
て、この文言によって、犯罪被害者等の尊厳を重  
んじて権利を保護する上で、国と地方公共団体と  
の責任がいささかも減じられることがないとい  
うことについて確認をしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(上川陽子君) 本法を提出しよう  
とした背景でございますが、犯罪被害者等が受け  
た被害が回復されないという事態が少なからず生  
じていることにかんがみまして、犯罪等を抑止  
し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責  
任を持つ国としてもこうした事態を見逃すことが  
できないという考えによるものでございます。

しかしながら、犯罪等による被害の回復につ  
いて第一義的責任を負うのは加害者であることは言  
うまでもございません。この点は犯罪被害者等の  
ための施策を進めていく上でも重要な前提であ  
り、加害者の責任をあいまいにすることは許され  
るところではないものと考えております。

そこで、本法では、「もとより、犯罪等によ  
る被害について第一義的責任を負うのは、加害者  
である。」という文言によって、加害者の責任が  
あいまいにされることのないよう、犯罪等による  
被害について第一義的責任を負うのは加害者であ  
るといふ前提を確認したものでございます。

その上で、国や地方公共団体あるいは国民が、  
被害を回復し、又は軽減することに困難が伴う犯  
罪被害者等についてその支援を図っていくこととす  
るものでございまして、国や地方公共団体の責任  
がいささかも軽減されるものではないというふう  
に考えております。

○岡崎トミ子君 諸外国のこの取組などを見ます  
と、本当に社会全体でということ、警察もしつ  
かり頑張っていく、そして連携もすくすばらし  
く、うまくいっている。ですから、本当に犯罪被  
害者と向き合っている姿というのが、二十年、三

十年前からやっている外国からもそういう点につ  
いて学ぶことがたくさんございましたので、今の  
ことについて確認をしておきたいというふうに思  
いました。

また、引き続き提案者の方にお伺いしたいと思  
ひますが、犯罪被害者等は犯罪等により害を被つ  
た者及びその家族又は遺族であるというふう  
に定義されておりすけれども、犯罪ではなく犯罪等  
としたその趣旨は何でしょうか。

○衆議院議員(宇佐美登君) この犯罪等の「等」  
とは、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行  
為を言っているわけで、具体的には、例えばス  
トーカー行為には当たらないけれども警告の対象  
になるような行為など、また配偶者に対するい  
ゆるドメスティック・バイオレンスの暴力に準ず  
るような心身に有害な影響を及ぼすような言動、  
また、子供たち、児童の心身に正常な発達を妨げ  
るような著しい減食というか食事を与えないと  
いったような、こういった行為がこれに該当する  
わけでございます。

これらの行為により害を被つた人たちが、方々は  
犯罪被害を受ける可能性が、おそれが高く、保護  
すべく必要性、緊急性が極めて高いという場合も  
あるわけでございます。今回この犯罪等という  
ことによって、これらの方々に支援の必要性があ  
り、犯罪により被害を受けた方と同様に解される  
ということでございます。同時に、これらの方を  
本法による施策の対象としたことにより、これ  
に対応するために必要な体制の整備等の責務も生  
じてくるということも理解をしております。

○岡崎トミ子君 そうしますと、今のストーカー  
被害者等を含むということで、その対象が犯罪と  
認定されなくてもその対象となるというふう  
に広がったというふうな思ふんで、大変重要だと思  
っておりますが、このストーカーの被害者の支援の  
場合、これを入れたことによって新たな責務が生  
じるだろうと思ひますが、今、少し提案者も触れ  
ておりましたが、この研究とか研修とかあるいは  
人員増とか体制のチェック、改善、それから運用

の強化ですね、これはなされるでしょうか、確認  
をしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(宇佐美登君) 先ほども正に答弁し  
たとおりでございますけれども、必要な支援体制  
というものの整備等の責務が生じてくる、当然政  
府、地方公共団体含めてこれらの体制をやつてい  
くというふうでございます。

以上です。  
○岡崎トミ子君 次に、連携協力ということにつ  
いて伺いたいと思ひますが、国、地方公共団体、  
日本司法支援センター、そのほかの関係機関、犯  
罪被害者等の援助を行う民間団体、そのほかの関  
係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に  
実施されるように相互に連携を図りながら協力し  
なければならぬ、連携協力についてこのように  
触れてございますけれども、現状のどのような問  
題点を踏まえた規定でしょうか。

○衆議院議員(宇佐美登君) 正にこの法案の作る  
原因にもなっている、一つになっているわけでご  
ざいますけれども、犯罪被害者等の支援体制とい  
うのが、これまで政府の中の縦割りもありました  
し、地方公共団体の対応なども縦割り行政のい  
わゆる弊害というものが出てきていたことも現実  
であります。同時に、近年、一定程度の前進も見  
られてきていたわけでございますけれども、犯罪  
被害者等の皆さんが望んでいるような継ぎ目のな  
い支援体制をこれで行っていきたいということ  
でございます。

犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は  
軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう  
にするためには、先ほど申し上げたようないわゆ  
る縦割りの弊害など、国、地方公共団体、犯罪被  
害者等に対する援助を行う民間団体、医療関係者  
など様々な立場の皆さんが相互に連携を図つてい  
く、そのための支援を行っていくことが重要だと  
考えております。  
○岡崎トミ子君 そこで、内閣府に伺いたいと思  
ひますが、この関係機関相互の連携協力を促進し  
ていくためには具体的にどのような施策を考えて

おりますでしょうか。

○政府参考人(永谷安賢君) 岡崎先生御指摘の関係機関相互の連携協力の促進の件でありますけれども、先ほど先生お読みになりましたように、この法案の第七条に規定されているというふうな考えております。

犯罪被害者対策でありますけれども、実はこれまで内閣官房において局長クラスの犯罪被害者対策関係省庁連絡会議というものが置かれておりました、あるいは課長クラスの幹事会というのがありまして、それらを適宜開催する中で関係各省の犯罪被害者対策の実施状況を相互に確認する、対策の推進を図るというようなことでやってきております。

この基本法が成立した後の話でありますけれども、今申し上げました関係省庁連絡会議の在り方をどうしていくのかという話でありますけれども、これは内閣府に設置されます犯罪被害者等施策推進会議との関係の中で検討されていく話であろうというふうな認識しておりますけれども、いずれにしても、この推進会議におきましては、犯罪被害者等基本計画を作成していく過程でその関係機関相互間の協力、連携を促進していくための施策というのをその基本方針の中に盛り込んでいくというふうな対応になっていくんだらうというふうな考えております。

○岡崎トミ子君 これがうまく回っていくかどうかというのは本当に内閣府のリーダーシップ、重要だと思っておりますので、その協力促進、きっちりできていくようによろしく願いをしたいと思っております。

次に、相談、情報の提供について伺いたいと思っておりますが、この十一条に規定されております相談、情報の提供の趣旨、それからこの主体と、あるいは具体的な内容については、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する、こういうふうになっておりますが、この意義を伺いたいと思っております。

○衆議院議員(泉房穂君) 第十一条に関してであ

りますが、犯罪の被害者、また遺族は本当にある日突然犯罪に巻き込まれ、悲しみに打ちひしがれ、なかなか自ら必要な情報を得たり、また援助を受けられにくい立場にあります。そういった方々により手厚い支援をしていきたい、そういった思いが十一条に込められております。

相談の主体といたしましては、国、県、市、それぞれの出先機関、また警察などもございます。また、民間援助団体、そしてまた、この春の総合法律支援法によりまして制定が予定されております日本司法支援センターといったものも予定されております。

また、その内容につきまして特に重要だと思われる点は、こういった援助に精通した方を紹介するという点であります。

具体的には、今申し上げましたが、民間の援助団体、またそれから医師や臨床心理士、病院、保健所のようなところ、またこういった分野に精通した弁護士を紹介する、そういったことが予定されております。この点につきましては、先ほども述べましたが、この春の総合法律支援法、衆議院の修正におきまして司法ネットの一つとして犯罪被害者支援が位置付けられておりますが、その中でも正に同様の趣旨が入っております。こういったところでしっかりとなされていくべきものと考えております。

○岡崎トミ子君 一つお聞きしておきたいと思っておりますが、これは予告をしていなかったかと思っておりますが、加害者の方には国選弁護士が付いていますが、被害者の方々にいろいろなお話を伺ったところでは、全く本当にほうっておかれたままでずっといたわけで、弁護士もこれを付けようと思えば本当にお金が掛かるわけですね。突然の被害で迷っているときに一番最初に訪ねていきたい人の中に弁護士さんがいると思っておりますけれども、その弁護士さん、国選弁護士付けてほしいというふうな意見もございまして。無料でこうした弁護士を被害者に付けるということに関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○衆議院議員(上川陽子君) 今御指摘がございました加害者の皆さんに対しての弁護士制度ということにつきまして、被害者の皆さんからこの間いろいろな御要望がございました。そのことを含めまして、この基本法におきましては、第十八条、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備というところで、これから具体的にどういう司法的関与あるいはその支援というものを進めていくのかということについて、基本計画でしっかりと定めながらそのものの検討を推進会議の方で進めていただきたいというふうな思っております。

○岡崎トミ子君 是非前向きな取組をお願いしたいと思っております。

内閣府に伺いたいと思っておりますが、その相談及び情報の提供について、どこがその部署になっているのか、その窓口ですね、それから専門の窓口を置くのか、聞いておきたいと思っております。

○政府参考人(永谷安賢君) 基本法の十一条にかかわる御質問であります。

今現在、各省庁それからその出先機関あるいは各警察署、都道府県、市町村等にその相談窓口等が設けられているというふうな何っております。で、そういう相談窓口をこの基本法が成立した後、どういうふうな持つていくのかという話でありますけれども、これも、この法律の規定を踏まえながら、推進会議で基本計画を作成していく中で検討させていただければというふうな考えております。

○岡崎トミ子君 是非専門の窓口を置いていただきたい、どこに行ったらいいのかをまず明確にしておいていただきたいということをお願いいたします。

次に警察庁に伺いたいと思っておりますが、最初に被害者の方が出会う最もその確率が高いのが一線の警察官だと思っております。現場でばったりと出会う、駆け付け、それから、その後で警察や交番に駆け込んでいく、後から相談をする、そういう意味でも警察官に出会うことが非常に多い

わけなんですけれども、その最初に出会った警察官が的確にその相談に応じていく、的確な情報も提供する、このことが決定的に重要だと考えております。関係者の皆さんの御努力でそれぞれの措置も取られているというふうな思っておりますけれども、必ずしもそうした措置が、十分な取組が被害者に良い影響を与えていないということなんですね。

例えば、性犯罪の被害者の窓口でありますけれども、警察でも女性警察官を配置している、性犯罪被害者の窓口を設置している、カウンセリングを実施している、警察と産婦人科のネットワークの構築などを行っている、現にそういうことを行っておりますけれども、で、その被害者に対して警察官が不快な感じを与える。こういうことを設置していても、そういうことが非常に多いということがアンケートの中に出されてきております。そして、個々の警察官が、いわゆる悪質なものでもなくとも、実は結果的に適切なものになっていないということもございまして。

まずは、私は、警察官は全員に共通の認識を持つてもらわなければいけない。だれでもきちんと対処できるというか、警察の内部においては、まず出会った警察官がきちんと対応して、そして、それが必要なものは何かというふうに分かるとらスムーズに次の部署に対応できるということがすごく大事だというふうな思っておりますし、内部から外部に行けば、必要な機関に対しても連携強化をしていくという、このことが大変大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察におきましては、被害者に接する個々の警察職員が被害者の立場に立ちました適切な支援、対応を行うとともに、さらには二次被害の防止、軽減を図るということが非常に重要ですが、そういうためにこれまでも職員への指導、教育といいますが、そういうものが極めて重要であると認識の下に、全職員に対しては機会あるごとに、被害者支援の意義とか警察が行っている各種施策の概要、あるいは被害

者の立場、心情への配慮とか現場における具体的な対応の在り方などにつきまして研修を行ってきたいところがあります。

また、警察では、被害者の特性に応じまして、先ほど委員の方からも御指摘がありましたような相談窓口を整備しまして被害者のニーズに対応しました相談対応を行うとともに、特に事件化に当たりましては被害者の意向を踏まえながら適当と考えられる部署へ迅速に引継ぎを行う、ここが非常に大事なところでありますが、これにつきまして非常に努力を絶えずするという認識の下に、現在そういう取組を進めております。

今後とも、警察が被害者にとりまして最も身近な機関であるということでありまして。そういうことで、国民からこの被害の回復や軽減について大きな期待を寄せられているという立場にあるという認識の下、被害者対策の第一線の現場への更なる徹底あるいは部門間の連携強化などにつきまして、更なる努力をしまいいりたいというように思っております。

○岡崎トミ子君 今おっしゃったのかもしれないけれども、最初にだれが出会うか分からないので、警察官すべてが共通の認識を持つということ徹底をさせていただきたいというふうに思っています。それから連携が始まっていくというふうに思っております。

それで、女性警察官の絶対数が少ないのではないかと、これは、四千六百人でしたでしょうか、各警察署の相談窓口や刑事課にそれぞれ最低一人は女性警察官がいてほしいというふうに思うんです。で、相談窓口対応に当たることができ女性警察官の数を数えていただきたいなというふうに思うんです。あるかどうかですね、各それぞれの警察署、刑事課ですね。

お伺いしたいのは、各警察署の相談窓口、刑事課における警察官、女性の警察官の数とその比率、それについては調べていらっしやいますか。○政府参考人(安藤隆春君) 女性警察官を、全国的に今どれぐらいかというのは、委員先ほど四千

六百と申されましたが、トータルでは約一万八千人で、その四千六百は恐らく性犯罪捜査にかかわる女性警察官がトータルで四千六百だと思えます。

その上で委員御質問の点についてお答えしたいんですが、平成十六年四月の現在ですが、全国の警察安全相談窓口を担当している職員というのは約二千七百名おりますが、そのうち、これは女性警察官と一般の女性職員といいますが、それがちょっと混ざっております。正確にここ、トータルに把握していませんが、この女性職員というカテゴリーでいきますと約二百五十人ということでありまして、安全相談全体の中で九・三％を占めています。

さらに、全国の刑事部門に配置されております警察官は約四万三千人おられるわけですが、そのうち約三・六％の一千四百名が女性警察官であると承知しております。

○岡崎トミ子君 そこで、更にお聞きしたいのは、DVの調査を至る所で行っているわけですが、これも、結局、その警察署に行くと、相談事例どんなふうにならまってるのかをお聞きしたところ、統計として、このDVのことに関してどのような相談があったのか、そしてそれにはどのような対処したのか、そういう統計がないということなんです。

やはり、警察庁としては書式が共通しているという統計を取っておくべきだと思います。各警察署からそれが上がってきていないから分からないという状況なんです。個々にはやっているんですけれども、全体どうなっているのかということをやはり是非同じ書式の、書式の定まった統計というか、そういうことをやっていただきたいと思えます。

○政府参考人(伊藤哲朗君) DVの関連で警察の方に様々な相談が行われるわけでございますけれども、数につきましては、平成十五年中にこの関係で相談ございましたのは全国で一萬二千五百六十八件でございます。

これに對しまして警察としてどのような措置を取ったのかということでございますけれども、それぞれ、刑罰法令に触れる場合におきましては検挙その他の措置を講ずる、あるいは刑罰法令に触れない場合には加害者への指導、警告など、事案に応じて対応しているところでございます。

数字的なものでございませうけれども、私どもの方で相談に対する対応として、例えば、いわゆる被害届、告訴の受理は八百八十一件であったとか、あるいは保護命令制度の説明をして一応御理解をいただいたというようなケースでありますとか、さらには、防犯指導をした、あるいは防犯器具の貸出しをした、パトロールの強化を行うことによつて対応したと、それぞれ各警察の方で取りました対応につきまして、件数的には把握してるところでございます。

○岡崎トミ子君 これからもDV被害というのはあるだろうというふうに思います。まだまだ潜在的になかなか表に出てこない問題でもありますので、是非、今後のためにも定まった書式で統計を取っていくということについてお願いをしたいというふうに思います。

昨年の十月二日に、「被害者のための正義は日本においてどう実現されるべきか」の第一回のシンポジウムが行われた報告書が出ておりまして、この中には、二十年、三十年さきからこのことにも取り組んでこられたアメリカですとかドイツ、イギリス、そういう例がございます。

その中に、一つ私が大変印象的だったのは、カナダのエドモントン市の警察のごときです。被害者援助戦略部という専門的な部署を設けていて様々な取組をしているわけなんです。特に通信技術を活用して、事件現場にいながらにして最適なサービスを行っているんですね。そこは、役立つ電話番号を被害者に即差し上げるといふ、特別カードを差し上げるわけなんです。そこには支援センターの電話番号、かき屋さんの電話番号、警察の担当部署、そのほかのサービスを

提供する行政機関の電話番号、そして対応した警察官の名前、私に対応したということでも名前が分かるカードを被害者自身に手渡ししたりしているわけなんです。また、百人以上の被害者の擁護者がいて、深刻なトラウマを負った被害者を擁護するために二十四時間体制で今待機しているという、こういうことがこの中でも紹介されているんですが、成功したかぎりは何かというふうにいいますと、被害者にサービスカードを配付するということがパトロール警察官に対して義務付けられたということと、被害者自身が警察のあらゆる事件の報告書について閲覧できるようにしたということが大変効果を生み出すのに役に立ったということがこのシンポジウムでも報告されておりました。

そこで、是非日本の警察もこうした諸外国の例に倣って、国際基準に一步でも近づこうというふうな対応、丁寧な現場での対応というのをお願いしたいと思っております。こうした外国の事例に関して今後どのように取り組まれていくか、お聞きしておきたいと思っております。

○政府参考人(安藤隆春君) カナダのエドモントン市警察のやっていることにつきまして私も報告書を読ませていただきましたが、その中で、今委員が強調されました、被害者に直ちに警察官の名前が分かるカードを渡すという点は非常に大事な点でありまして、これにつきましては日本でも、全く同じというわけではないんですが、重要な事件が発生しますと、指定被害者支援要員というのをあらかじめ警察署で指定しておりますから、あるいは警察本部で、その者が、例えば、あなたのために私がいます、何でも相談くださいと、こういうようなカードを作つて、それで被害者の方、関係者に渡すというふうなことはしてあります。

もちろん、いろんなことをまた更に進めていく必要があると思っております。ここで、まず警察庁におきましては、欧米に比べても遅いかもしれません。今から八年前に、今日の被害者対策の重要性というものを認識いたしまして、今から

八年前に被害者対策要綱というのを策定しまして、これは全国、警察を挙げてそれ以来犯罪被害者の対策というのを取り組んできました。

主なものとしては、委員御案内だと思いますが、被害者への情報提供あるいは相談カウンセリング体制の整備とか、さらには捜査過程における被害者の負担軽減の措置、さらに被害者の安全の確保などを推進してあるわけでありますが、とりわけ事件、とりわけ重要な事件として、例えば殺人事件とか性犯罪など、そういう精神的被害の大きい事件が発生した際には、捜査員はもちろん投入されるわけですが、捜査員とは別にあらかじめ指定された被害者支援担当者、これが全国で約二万一千人ぐらい指定をされております。そのうち女性は三千七百強であります。この支援担当者というのは事件発生直後からインターベンションするといえますか、そういう、直ちに動員をされるということで、その者たちがいろんな対策を講じていく。

例えば、被害者への情報提供とか事情聴取の立会い、病院の手配、送迎、家族への連絡とか、被害者支援機関の紹介など様々なことをやるわけでありまして、先年、池田小事件というのが大阪で起きたわけですが、あの大事件の際も大阪府警が直ちに、発生三十分後に七名を投入し、更にその後すぐに五十数名を被害者支援要員として投入しまして、これはかなり円滑に進んだというふうに聞いておりますが、そういうことで、これまでも完全とは申しませんが、そういうことを警察の方でやってきました。

したがって、委員御指摘の諸外国の事例を更に我々も参考にしつつ、きめ細かな対策を推進するためにも更なる努力をしてみたいと思っております。

○岡崎トミ子君 よろしくお願いたします。次に、厚生労働省に伺いたいと思いますが、精神的に傷付いた被害者の相談に応じていくためには、相応の心構えとスキルが必要だというふうに思っております。カウンセラーの配置と職員に対

する十分な研修が不可欠だと考えておりますが、現在どのような措置が取られているか、そしてそれは今後どのように改善していくのか、お伺いします。

○大臣政務官(森岡正宏君) お答えをさせていただきます。

実は、私は選挙区、奈良でございます。先日も、誘拐、殺害された山楓ちゃん事件というのを今抱えておりました。今一生懸命、警察が全力を挙げて犯人捜しに努力をしてくれているところでございます。十日ほど前に私、葬儀に参列をいたしました。そうしましたら、御両親のショックは大変なものでございました。また、被害に遭われた楓ちゃんのお友達ですね、クラスメート、この人たちも大変ないろいろな異常な症状が出てきているというようなことで、今、岡崎委員御指摘の問題は、私、大変重要な御指摘だと思っております。

そこで、厚生労働省におきましては、犯罪被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、地域精神保健施設の中で、保健所又は精神保健福祉センターにおける相談支援を行ってまいります。また、地域精神保健活動の質的充実を図ることを目的に、平成八年からPTSD対策に係る専門家の養成研修会を行っております。平成十五年度までに三千五十二名という大変な数の方でございますが、研修を受けられたということでございます。

さらに、厚生科学研究において、心の健康科学研究としてPTSDに関する研究調査事業を行ってまいりました。今後は、継続して相談支援及びPTSD対策研修会を行うとともに、犯罪被害者関連の研究を行うことについても検討するなど、犯罪被害者等基本法案の趣旨を踏まえて、これからも適切に対処してまいりたいと、このように考えております。

○岡崎トミ子君 心的外傷後ストレス障害というように、事件が起きて、ずっと、しばらくたつてから起きてくるものですが、PTSD、実

はこれも保険が利かないので大変なわけなんですけれども、対策について研究、専門家による育成、大変急務だと思えます。

これもアメリカの例なんですけれども、アメリカの司法省が一九九六年に出した、現場からの新たな指針、二十一世紀の権利と被害者という報告がございますが、この中に、犯罪被害者問題を国の教育制度のあらゆるレベルに取り入れていくと。司法と被害者にかかわる専門家や支援提供者が、大学あるいは専門教育の一環として総合的なトレーニングを受けて、そして現場において継続的に学べるようにする、この必要性について指摘をしております。

専門家の育成について現在どのような措置が取られていて、それはどのように改善されていくおつもりでしょうか。

○大臣政務官(森岡正宏君) 例えば、PTSDに関する研究調査事業の例といたしまして、心的外傷体験による後遺障害の評価と援助技法の評価、こういう研究をしております。また、外傷ストレス関連障害に関する研究などを行っております。今、岡崎委員が御指摘のように大変重要な問題だと思っております。これからも更に充実させていきたいと思っております。

○岡崎トミ子君 重要だというのは、長期に掛かると、だから大変悩ましい。そのことに関してどこまで支援していけるのかなというふうに思うんですけども、長期入院が、通院が必要になった場合、入院じゃなく通院ですね、その場合の費用の負担、これを支援者は求めているわけなんですけれども、犯罪被害者の給付金法、これですと、対応にも限界があるのかなというふうに思いますけれども、今のようになっていますでしょうか。

○政府参考人(安藤隆春君) 警察庁の方では、犯罪被害給付制度を所管しておりますが、この中で同制度につきまして平成十三年のいわゆる犯給法の改正によりまして新たに重傷病給付金の制度が創設されました。これは重度の傷病又は疾病を負った被害者には三か月を限度としまして保険診

療による自己負担相当額を支給するという制度でございますが、これは被害者救済に更に有効なものとなっております。承知しております。

そこで、PTSDにつきましてはこの新たな制度ができましたので、これら給付金の支給要件を満たす場合には支給対象になり得るものというふうにご承知しております。

○岡崎トミ子君 是非そのPTSDというのを、長期に掛かる問題ですので、しっかりと見詰めて援助を続けていただきたいというふうな思いです。

次は、提案者に伺いますが、犯罪被害者の意見の反映、それから透明性の確保というのは大変大事だと思っております。これも、この文面では、犯罪被害者等の意見を施策に反映させるための制度等を整備する等必要な措置を講ずる、これは国と地方公共団体に求められておりますけれども、これはどのような制度と措置というのを想定しておりますでしょうか。

○衆議院議員(上川陽子君) 犯罪被害者等のための施策ということで、それを実行あらしめるための一つの考え方として犯罪被害者の皆さんの視点に立った施策を実現していくことがあろうかと思っております。この基本法につきましては、一貫して犯罪被害者の皆さんの視点に立ったということを織り込むということで立案をしてきたところでございます。

そこで、この二十三条でございますが、改めてここに犯罪被害者等の意見を聞く機会を確保するなど、施策に犯罪被害者等の意見を反映させるための制度を整備するところの規定を設けていただいております。

そこで、具体的なことでございますが、本法の第八条に犯罪被害者等基本計画の策定、あるいは具体的な政策の実施におきましては、犯罪被害者等の皆さんの意見を聞く制度を設ける等の政策が考えられるというふうな思っております。さらに、先生御指摘でございますが、被害者の皆さんのニーズを政策に反映するために、その支援に

当たられる皆さんの参加ということについても十分に考えているのかということでございますけれども、この点につきましては第二十七条の第一項第二号におきまして犯罪被害者等施策推進会議の委員となり得る皆さんの資格といたしまして、犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者ということによって挙げさせていただいております。

具体的に申し上げますと、犯罪被害者等に対し援助を行っている民間の団体の皆さん、あるいは犯罪被害者学を専門としている学識経験者の皆さん、あるいは犯罪被害者等への精神的カウンセリ

ングに従事していらっしゃる、先ほど御指摘、挙げられましたPTSD等医療関係者の皆さん、あるいは犯罪被害者等の援助に精通していらっしゃる弁護士の方々が委員として参画できるような仕組みにさせていただいております。また、犯罪被害者の、犯罪に遭われた被害者の当事者の皆さんにつきましても犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する方であるとするならば、こちらの方にも委員として是非御参加をいただくということで規定をさせていただいております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

そして、提案者に続いて伺いたいのは、透明性の確保なんです。国と地方公共団体が様々なことを行うときに、この透明性の確保というのは民主党が最も重視している点の一つでありますけれども、この法案についての透明性の確保に関する規定は法案の成立に向けた与野党の真摯な協力であることが加えられたというふう聞いておりますけれども、この規定の趣旨はどこにあつて、その趣旨が生かされるためにはどういった運用が必要とお考えでしょうか。

○衆議院議員(泉房穂君) 正に議員御指摘のとおり、透明性の確保は極めて重要であります。より良き内容の施策を実施していくためには、手続における透明性の確保が不可欠だからであります。特に、特段この分野、犯罪被害者の分野につきましては、正に犯罪被害者の当事者また支援者の

方々の御意見をできる限り反映していく、このことが極めて重要であろうと認識しております。具体的には、議事録の公開やホームページなどを通じての情報の提供は当然のことといたしまして、さらにパブリックコメントの実施、また説明会の実施などなど、各種の透明性の確保のための施策が予定されていると理解いたしております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。時間が迫ってまいりましたので、ちょっと質問を飛ばすことになって大変申し訳ございませんが、法務省に伺っておきたいと思っておりますが、犯罪被害者の方々の司法への参加なんですけれども、被害者加、これが大きな論点になってきたと思っております。被害者の参加というのは、被害者の心の傷が回復するきっかけ、回復のプロセスになっていくということ、真相究明が深まるということ、それから加害者自身が罪の意味を理解して立ち直ることに

もつながっているということがございます。こうした効果というものは、実はこれまでも国際刑事裁判所や、それぞれアフリカあるいは東ティモールで行われた真実和解委員会でも大切にされてきた点でございますが、この被害者の切実な声に耳を傾けて、適切な制度の設計によってより豊かな司法関係、司法制度になるというふうに思います。ですので、関係者の努力をお願いしたいと思っております。

諸外国では、被害者の方が、傍聴席で、裁判所で直接意見を言うということが可能だということも聞いてちょっとびっくりいたしましたけれども、まあそういうふうな努力している国もあるのかなというところで、司法への参加についてはどのようになっておりますでしょうか。

○副大臣(滝実君) 諸外国の例も今お聞きしたところでございますけれども、これは法務省として、平成十一年の四月から、被害者に対して念頭に置きながら、通知制度というものを始めております。それは、事件の処理結果あるいは裁判

の公判期日あるいはその結果、そういうものを通知しようとして、こういうことをやってきているわけでございます。

その一方で、今委員から公判における参加につきましての御意見ございましたけれども、被害者保護法におきまして、一定の場合には直接その被害者が意見の陳述ができること、こういうような制度も既に法的に講じられているところでございまして、私どもとしては、これからの、この被害者基本法の成立後における基本計画の策定に当たりますと、こういった点を考慮しながら参画をできるような方法を更に検討してまいりたいというふうに存じております。

○岡崎トミ子君 真相究明と、理不尽にその被害を受けてしまつて、その責任は自分でないというところを証明したいというのは被害者の気持ちだろうというふうな思つておられます。司法に参加するということは大変重要なことだということに思つておられます。そのことが被害者自身の痛みといたしてもそうした要請があつたこと、そして長い時間におわたつて被害者の意識とか無意識のレベルにおいて苦しみ続けることが少しでもいやされるように、是非お願いをしたいと思つております。

もう本当に一回聞か残されておられますので、再発防止について警察の方に最後に伺つておきたいと思つております。よくお礼参りというふうなこと、怖いというふうなことがございますけれども、このうした安全を確保するというのが大変大事だと思つておられます。その安全対策に万全を期していただきたいというふうに思つておられます。その点についていかがでしょうか。

○政府参考人(安藤隆春君) 委員御指摘の再被害防止のための被害者の安全対策というのは極めて重要であると我々も認識しております。現在、警察では、被害者との連絡を密にしまして必要な助言を行うとともに、状況に応じまして自宅や勤務先における身辺警戒とかパトロール等の強化、さらには緊急通報装置の貸出しなど、

様々な再被害防止措置を講じているところでありまして、さらに平成十三年には再被害防止要綱というものを制定いたしました。継続的な再被害防止措置を講じる必要がある被害者の方に対しては、再被害防止対象者というカテゴリーに指定して再被害の防止のための諸施策を強化していただくところであります。引き続き、この要綱に基づきます防止措置を更に講じていく所存でございます。

○岡崎トミ子君 最後に一言。こうした犯罪の被害者に対してきちんと支援をするということだけではなくて、犯罪が起きる状況についての警察庁における犯罪の原因の究明、研究ですね、なぜこの犯罪が起きたのかという、その研究というのが大変これから重要になってまいりますので、犯罪防止施策の強化、大前提だということに立って警察は頑張つていただきたいというふうに思つております。

提案者の皆さん、ありがとうございます。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩でございます。

本当に、今回の法案提出されました提案者の皆様の御努力にまずは敬意を表させていただきます。時間十分しかありませんので、私は二点について今日御質問しようと思つております。まず一点目なんですけれども、いわゆる犯罪被害者に対するマスコミ報道による二次被害というものがございまして、これは実は大変面倒な問題でございます。確かにマスコミの言論の自由という点もございまして、今回この第六条、国民の責務という項目でございますけれども、生活の平穩を害することのないよう十分な配慮をするというこの責務が述べられております。当然マスコミにも私はこの責務が掛かると思つておりますが、具体的にはどういった責務であると提案者はお考えか、お聞かせください。

○衆議院議員(上川陽子君) 先生の御指摘、マスコミの二次被害ということでございますけれども、これ第六条の国民の中に含めさせていただ



てまいりました。国民というのも自然人と法人を意味しているわけでございまして、報道機関も法人という形でこの国民の中に入るといふ認識でございまして、御指摘のとおりでございます。

それで、本当に犯罪被害者の皆さんの直接的な心身の被害等、さらに、それに加えて二次被害、とりわけ報道による被害ということについては大変深刻なものがあるということでございまして。この二次的な被害をしっかりと防止をしていくということ、皆様の名譽あるいは生活の平穩を保護する必要がありますのではないかとということでござい

ます。しかし、先生も御指摘のとおり、報道の自由ということでもございますけれども、国民の皆さん自身も重要な判断の資料を提供されたり、あるいは知る権利に奉仕するという意味で報道機関の役割もあるというところでございまして、このバランスというものが非常に大きな課題だといふふうに認識しております。

本法案におきましては、特に一般の事業者や法人と区別する形で報道機関というのみを限定して記載するということはいたしておりませんけれども、しかし、報道機関による二次被害の現状が本

当に国民の皆様の中にも広く認識されるようになってきておりました、そのことも十分に報道機関の皆さんもそのバランスのことについてしっかりと取り組んでいくということについては、これまで以上に責任のある対応をすべきであるといふふうに思っているところでございます。

今後、施策の中でいろいろな場面があるかと思ひますけれども、自主的にしっかりと万全の取組をしていただけるものと、また、この法案の趣旨、法案がそのことに対して影響を及ぼしていくというふう

に思っております。○黒岩宇洋君 本當、大変難しいとは思ひますが、ただ、本當に様々なところで報道による、本當に殺人事件の後に殺された方の個人の尊厳が傷つけられたりと。例えば、三年前のピルの事件、こ

れは例えばワールド・トレード・センターと時を同じくして、新宿の雑居ビルが燃やされて亡くなったと。ワールド・トレード・センターで亡くなった方、大変痛ましく、そして尊い命だったという、当然なんですけれども、雑居ビルで亡くなられた方は、その後の報道によって、葬儀すら開けなかったと、これは風俗店が入っていたとい

う、こういったことがあるわけですが、現実には非常に平穩な生活を送ることが難しいという事実があるという、この点で、これ難しいですけれども、内閣府の永谷官房長、お聞きしたいんですが、やはりこの第六条で国民の責務とうたい、そして第四条に国の責務といたことがございまして、やはりこの平穩な生活を送るための具体的な施策というものをどうお考えか、お答えください。

○政府参考人(永谷安賢君) 私ども内閣府におきましても、この新しい法律ができました既には、正にこの法律の中心事務であります犯罪被害者等施策推進会議を設置するとか、あるいはその会議を通じて基本計画を策定していくという非常に重要な役割を担わせていただくことになっております。

実は、私どもはいろいろ、いろんな広範な仕事をやっているんですけれども、この分野につきましてはある意味では全く初めての、初めて手掛ける分野でありまして、言わばゼロからのスタートということでもあります。そういう中でありますけれども、犯罪被害者の支援ということ、どういふことをやっていけばいいのかというのをその基本計画の策定等を通じて考えていきたいというふうに考えております。

今、黒岩先生がおっしゃいましたマスコミによる二次被害者に対する施策ということでありますけれども、これはもう御案内のとおりでありますけれども、その法文上明確な規定がないという部分であります。具体的にどのようなことができるのかということにつきまして、これから勉強させていただければと、各省ともいろいろお話をさせ

ていただく中で勉強させていただきたいというふうに思っております。○黒岩宇洋君 今おっしゃったように、一からというとなんで大変なことだと思ひますけれども、是非、政策会議の中で委員にも例えばマスコミ関係者を入れるとか、そういった相互連携を図っていただきたいと思ひます。

次に、やはりいざ刑法犯によって人が亡くなったといったときに重要なこととお金でございまして、いわゆる犯給法なんです、提案者にも手短にお聞きします。今までの犯給法はお見舞的な性格だったと思うんですが、やはり今回の基本的な理念を受けて私には権利的性格になるんだと、そう認識しておりますけれども、提案者としてはいかがお考えでしょうか。

○衆議院議員(上川陽子君) 今先生御指摘のこの犯給法、見舞的な性格だったという御指摘でございまして、今回の基本法で直ちにこの見舞的な性格が変わるというものは必ずしもないというふうに思っておりますけれども、そのこと、これからのその経済的な支援の在り方につきましての根本的な問題も含めまして、今度の推進会議、また基本計画の中でしっかりと御議論いただけるものというふうに思っております。

○黒岩宇洋君 これ十三条でしっかりと、給付金の支給にかかわる必要な、充実の必要な措置を講ずると、こうありますんで、これ所管官庁の警察庁にお聞きしますけれども、現在この犯給法ですら、要は刑法犯で亡くなった方、例えば平成十四年ですと千三百六十八名いらっしゃると。このうち過失犯は除かれますと。加えて、親族による、これ殺人は四割が親族による犯罪ですから、これを除いていくと、こうやって計算していきますと、約六百余名の方が本来この犯給法の支給対象者になると私推計したんですけれども、翌平成十五年、この申請に手を挙げた遺族給付金の申請者の数は三百人に足りません。要は、半分の方が申請していないという、私大変これ意外だと思っ

ておるんです。というの、ほとんど加害者から損害賠償請求し、お金をもらうことが難しいという、この点からこの犯給法もできておると聞いておりますし、そのほか労災等公的給付を受ける方というのでも、数が多くないと私は推察しておるんですけれども、なぜこれほど申請数が少ないのかというこの点と、あわせて、やはりその拡充といふ点から、今の犯給法、確かに平成十三年改正されましたけれども、例えば二十八歳の生計を担うお父さんがちっちゃなお子さんを抱えながら、いざ殺されました。そこで払われる最高額は八百九十七万円。これではやはりお見舞的なものでしかなく、その後の何十年とした家族の平穩な被害者の生活というものは私は確保されないと思っております。

このことも含めて、警察庁として、今法案を受けての拡充、犯給法についての拡充についてどうお考えか、お聞かせください。

○政府参考人(安藤隆春君) 第一点の御質問につきまして、正確なデータを今手持ちではございませんが、故意の犯罪行為により死亡した被害者は年間約千五百名と承知しております。そこで、ここからその犯給法の対象者がどれくらいかということですが、この千五百の被害者のうち、大体親族犯による被害者である場合、これが全体の約四割ぐらいが該当するわけでありまして、これを差し引き、それからさらに被害者が帰責性を有する場合、責任があると、あるいは被害者の遺族が損害賠償を受領した場合とか、あるいは被害者の遺族が他の公的給付から受給した場合などは、御案内のとおり、原則としてこの給付金の支給対象にならないということ、どうしても被害者の数というの、ちよつと正確な数字、今手持ちありませんが、そういうふう

に限定をされていくということでございます。なお、被害者の方といひますか、国民の方がこの制度を知らないことによつて申請をする機会を逸する、こういうこともあつてはいいけませんの

で、どうしても被害者の数というの、ちよつと正確な数字、今手持ちありませんが、そういうふう

に限定をされていくということでございます。

なお、被害者の方といひますか、国民の方がこの制度を知らないことによつて申請をする機会を逸する、こういうこともあつてはいいけませんの

逸する、こういうこともあつてはいいけませんの

で、これはもう随分前からであります。警察の方では被害者の手引というものを作成しまして、制度の普及といいますが、そういうことを努力をしております。

二点目の御質問でございますが、先ほども本制度、犯罪被害給付制度の性格について御議論がございましたが、これは私どもも、もちろんこの性格につきましてはいわゆる見舞金的な性格を有するものであるということに認識をして運用をしております。さらに、しかし、それは昭和五十六年以來施行していろいろ運用しているわけですが、平成十三年の法改正によりまして、これも完全とは申せませんが、先ほど言いましたように、重症病給付金の創設とか、あるいは支給対象の拡大など、かなりこれ、抜本的な見直しが行われておりまして、被害者救済に更に有効なものとなつていっていると、こういうふうにお考えをしております。

そういう中で、今回の犯罪被害者等基本法の制定ということに相なったわけでありまして、我々としては、もちろんこの犯罪給付制度の性格というものを踏まえつつ、今回の法制定の趣旨も踏まえて、被害者の一層の救済に資するよう、その在り方などにつきまして更なる検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○黒岩宇洋君 終わります。

○近藤正道君 無所属の近藤正道でございます。

私も、冒頭、この後れている日本の犯罪被害救済に向けて、今回、議員立法という形で提案をされたわけでございますが、関係の皆さん、提出者の皆さんの御努力に心から敬意を表したい、こういうふうに思います。

その上で、時間がありませんので、四点ほど簡潔にお尋ねをしたいというふうに思います。

最初を確認ですが、この法案の第二条に犯罪被害者等、この定義規定がございます。

籍を有する者に限定されるのか、そうでないのか、お尋ねをしたいと思っております。

○衆議院議員(泉房穂君) お答えいたします。第二条であります。「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。」と記載しております。特に国籍による限定等は付けておりませんので、日本国籍の有無を問わず支援対象になると理解しております。

○近藤正道君 第十八条に、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度を整備すると、こういうふうな規定をされております。結構な制度、方向だというふうに思いますが、この点につきましては随分議論がありまして、全国犯罪被害者の会等はこれを非常に高く評価をしております。積極的にこれを推し進めるべきである。犯罪被害者の当事者としての刑事手続に参加の機会を積極的に保障すると。被告人と同様の権利の行使を認めよう。さらに、検察官から独立すべきだと、こういうふうな言っております。

一方、日本弁護士連合会あるいは単弁護士会の幾つかでは反対に、これに対して非常に消極的あるいは慎重論が非常に強い。つまり、参加を積極的に認めると近代刑事法の大原則、当事者主義の訴訟構造に真つ向から反することになる、あるいは無罪推定の規定に抵触をすることがある、あるいは、近く裁判員制度、これが導入されるわけでありまして、そこで裁判員等への心証形成にいろいろな悪影響を及ぼすのではないかと、こういうことで慎重な態度を取っている。

一方、法務省はこれを今どういうふうな方向にするのか検討をされている。

百家争鳴の感あるわけでありまして、立法者として、あるいは提出者としては、この参加の拡大というものをどの程度のところまで考えておられるのか、この際明確にさせていただければ有り難いと、こういうふうに思います。

○衆議院議員(上川陽子君) この十八条の刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度

の整備ということについては、先生の御指摘のとおり大変大きな問題を、問題という課題というふうな考えておりますが、この基本法の中にも設けさせていただきました。今回、今現在認められている、今制度そのものについては、平成十二年の刑事訴訟法の改正で、例えば意見陳述をするということについて認められるということでございます。これは当事者、事件の当事者である犯罪被害者の皆さんの関与ということが制度的に認められたというわけでございます。

こうした立場で、さらに、現在の制度がどの程度犯罪被害者の立場や心情に配慮して運用ができるのかということについて検討をすると同時に、例えば、ドイツ等で今認められています、犯罪被害者が刑事に関する手続に参加するための制度を新たに導入するかどうか、こういうことにつきましても、犯罪被害者の皆さんの御要望も踏まえ、また同時に、今ある、私、日本の訴訟制度ということについても十分に議論がなされるというふうにお考えをしております。

いずれにしても、この基本法の中で犯罪被害者等施策推進会議において、この基本的な項目につきまして、基本計画に盛り込むべく課題を想定し、設定し、そしてその実現に向けて議論していくということでございますので、是非その基本計画に盛り込んでいただけたらと、是非その基本計画に盛り込んでいただけたらと、是非その基本計画の対応にならうかというふうに思っております。

○近藤正道君 ちよつと抽象的な質問であります。皆さんの、いわゆる、先ほど私が説明をいたしましたけれども、積極論と消極論、慎重論があるんですが、基本的にどちらの立場に立つんですか。

○衆議院議員(上川陽子君) 二つに分けてお答えしたいわけはございませんけれども、前向きに手続の中に参画をしていただけたらという方向を是非検討していただけるものと期待しております。

○衆議院議員(泉房穂君) 補足いたしました。消極、積極と申しますが、その両立は可能ではなからうかと考えております。被害者の手続参加を拡

充しつつ、かつ危惧を払拭するというふうな道はあり得るだろうと考えております。

○近藤正道君 第二章で犯罪被害者のための施策、これが十一から二十三条までかなりきめ細かく盛り込まれております。評価をさせていただきますが、こういう犯罪被害者のための施策というのは、ある意味では、女性に対する暴力、あるいは性犯罪、DV、そして虐待等児童に対する犯罪等かなり先行的に行われていっていると、こういうふうにお考えをしております。

そこでお尋ねをいたしますが、この犯罪、今回の基本法と、この女性あるいは児童に対する被害者救済に関する規定というのは基本的な点、関係になるのか、これが一点。

で、もう一つは、この基本法の制定によって、今の、先ほど来議論がいろいろありましたけれども、女性に対する暴力あるいはDVあるいは児童虐待等々の、女性や児童に対する犯罪被害者救済というものが更に促進されるのかどうか、皆さんのお考えをお尋ねしたいと思っております。

○衆議院議員(宇佐美登君) 近藤議員は弁護士でもありませんので、この分野についてもお詳しいと思っておりますので、簡潔にお答えいたしますけれども、今回、施策の対象を犯罪等により被害を被つた方としておりますので、この中にはいわゆるDV防止法や児童虐待法の被害者等も含まれているということでございます。

今回の、これまでに先行的に行われている個別の法律の対象となる被害者も先ほど申し上げたように包括しているわけでございます。一般的な犯罪被害者等についての施策も今回規定をすることによって、つまり包括的に含んでいるということが第一点。

二点目の質問でございますけれども、今回の基本法が制定されることによって、それらの被害者、潜在的な女性被害者、DVによる被害者、児童虐待、児童犯罪の被害者に対しての施策についても、なお一層、役所言葉でありますけれども、なお一層促進されるものと我々提案者としても考



えています。

○近藤正道君 是非お願いをしたいと思ひます。

近く人身取引を規制する処罰の規定も行われませんで、そういう立法作業の中でも、この基本法の趣旨、理念がきちっと生かされるように要望しておきたいというふうに思っております。

最後でありますけれども、先ほど黒岩議員の質問の中にもありましたけれども、第三条で、この個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利、この主体として犯罪被害者が位置付けられたと、言い換えれば、政府には個々の被害者を守ると、きちっと守る義務があると、こういうふうに私はなつたというふうに思うんですね。

そういうふうになれば、私は、先ほどの黒岩議員の質問の関連であります、従来の犯罪被害者等給付金、これを見舞金というふうに規定するのはやっぱりどう考えてもおかしいのではないかと、先ほど提出者の方では、直ちに見舞金の性格を脱するものではないとお話がありましたが、これはやっぱり、明確にやっぱり権利として位置付けられるべきである、この点が一点。それと、やっぱり給付金の金額の拡大、そして対象範囲は拡大されるべきである、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。最後です。

○衆議院議員(上川陽子君) 先ほどの黒岩委員の御指摘のところでお答えいたしましたけれども、平成十三年の法改正で拡充がなされたということでございますが、まだまだ被害者の皆さんの立場から見るとその制度のそのものにいろいろ問題があるということも要望の中で明らかになつております。

その制度の充実をしっかりと図っていくということが非常に大事だと思いますし、また先ほど、制度そのものもまだ知られていないので十分に活用されていないというような実態もございます。そうしたことも徹底して、十分に活用していただけるようにしていくということが大事かというふうに思っております。

また、経済的な負担の軽減策としては、この犯

罪被害者等給付金制度のほかにも同様の制度を地方公共団体等が独自に設けているという事例もございまして、そういう国、あるいは地方公共団体、あるいは民間のいろいろな活動の中でサポートをしていくことをこの基本法の精神のつととして進めていくべきじゃないかというふうに思っております。

いづれにしても、経済的負担を軽減するということについては大きな目的でございますので、この推進会議におきまして、その拡充も、充実等も含めまして、また新しい制度の問題も含めまして検討をしっかりとさせていただきたいというふうに提案者としても考えております。

○委員長(高嶋良充君) 他に御発言もないようです。質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

犯罪被害者等基本法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。

御苦労さまでした。

○委員長(高嶋良充君) 次に、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴取いたします。松下委員長。

○衆議院議員(松下忠洋君) ただいま議題となりました金融機関等による顧客等の本人確認等に関

する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

最近、親族を装うなどして電話を掛け、交通事故の示談金等の名目で現金を要求し、指定した預貯金口座に現金を振り込ませてだまし取る、いわゆるおれおれ詐欺や、架空の事実を口実として金品を要求する文書等を送付するなどして金品をだまし取る詐欺事件等が多発しております。

これらのいわゆるおれおれ詐欺等の事件は、犯罪形態がますます巧妙化しつつあるとともに、被害総額は本年に入ってから既に百数十億円にも上っております。

そして、これらの犯罪の多くの場合において、振り込み先として他人名義の売買口座等が悪用されておられ、また、ホームページ等に口座売買の宣伝広告がはらんしている状況にあることから、不正な口座売買やその勧誘行為等を規制することが急務となっております。

そこで、このような状況に対処するため、本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加することとしております。

第二に、他人に成り済まして預貯金契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者及び相手方に当該目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等の譲渡等をした者等について、五十万円以下の罰金に処することとするともに、業としてこれらの罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとするほか、これらの罪に当たる行

為をするよう人を勧誘等した者も五十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十一月二十四日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、翌二十五日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

○委員長(高嶋良充君) 次に、発達障害者支援法案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴取いたします。松下内閣委員長。

○衆議院議員(松下忠洋君) ただいま議題となりました発達障害者支援法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

自閉症を始めとした発達障害者に対しては、社会的な理解が十分でなく、発達障害者及びその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援は喫緊の課題であります。

そこで、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを内容とする本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、発達障害の定義を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることとしております。

第二に、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育等に関し必要な施策について定めることとしております。

第三に、都道府県知事は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせることができることとし、その業務の内容を定めることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、発達障害者支援を行う民間団体に対して支援を行うとともに、国民に対する啓発を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十七年四月一日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十一月二十四日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、翌二十五日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は明十二月一日午後一時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願(第一七八号)(第一七九号)(第一八四号)
- 一、戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一八四号)
- 一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願(第一八四号)

する請願(第一八五号)  
一、戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一八七号)

一、防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願(第二三五号)(第二六一号)

第一七八号 平成十六年十一月十二日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市北区宮原町二ノ七八ノ一  
紹介議員 松村 龍二君 吉野光夫 外千二名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一七九号 平成十六年十一月十二日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市見沼区島町四六〇ノ五  
紹介議員 金田 勝年君 大熊義一 外千八名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八〇号 平成十六年十一月十二日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市北区奈良町四七ノ三四  
紹介議員 高橋義雄 外千八名 中島 真人君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八四号 平成十六年十一月十二日受理  
戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都町田市薬師台一ノ一〇ノ二  
紹介議員 東山明子 外百十九名 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八五号 平成十六年十一月十二日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 さいたま市北区宮原町四ノ六一ノ三  
紹介議員 山田 昭子君 三 田口勝己 外千九名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八七号 平成十六年十一月十五日受理  
戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 長野県上田市上塩尻三四八ノ九  
紹介議員 小林節子 外百十九名 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二三五号 平成十六年十一月十七日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 埼玉県川口市安行領根岸一  
紹介議員 岡田 直樹君 代 外千二名

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二六一号 平成十六年十一月十七日受理  
防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願

請願者 埼玉県川口市中青木三ノ一五ノ二  
紹介議員 金子芳雄 外千六名 岡田 広君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
- 一、発達障害者支援法案(衆)

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案  
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

第一条中「措置」の下に「並びに預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を加え、「及び第五十五条」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「促進」の下に「並びに預金口座等の不正な利用の防止」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約(預金又は貯金の受入れ)の内容とする契約をいう。以下同じ。に係る業務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る業務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。

通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は

提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第十七条第三号中「前条」を「第十六条」に、「本条」を「同条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三号の規定は信託業法(平成十六年法律第

号)の公布の日又はこの法律の施行の日をい

ずれか遅い日から、附則第四号の規定は金融先

物取引法の一部を改正する法律(平成十六年法

律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の

日のいずれか遅い日から、附則第五号の規定

は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券

の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務

の特例等に関する法律(平成十六年法律第

号)の公布の日又はこの法律の施行の日をい

ずれか遅い日から施行する。

(地方自治法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「金融機関等に

よる顧客等の本人確認等に関する法律」を「金融

機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座

めの社債等の振替に関する法律等の一部を改

正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則

第十三条及び第百二十七条(見出しを含む)。

四 証券取引法等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第九十七号)第十条(見出しを含

む)。

五 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第

八条及び第二十条第一項

(信託業法の一部改正)

第三条 信託業法の一部を次のように改正する。

附則第五号(見出しを含む)及び第百六条

(見出しを含む)中「金融機関等による顧客等の

本人確認等に関する法律」を「金融機関等による

顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利

用の防止に関する法律」に改める。

(金融先物取引法の一部を改正する法律の一部

改正)

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障

害者の支援のための施策(第五条―第

十三条)

第三章 発達障害者支援センター等(第十四

条―第十九条)

第四章 補則(第二十条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適

正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発

達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支

援を行うことが特に重要であることにかんが

み、発達障害を早期に発見し、発達支援を行う

ことに関する国及び地方公共団体の責務を明ら

かにするとともに、学校教育における発達障害

者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障

害者支援センターの指定等について定めること

により、発達障害者の自立及び社会参加に資す

るようその生活全般にわたる支援を図り、もつ

てその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉

症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障

害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これ

に類する脳機能の障害であつてその症状が通常

低年齢において発現するものとして政令で定め

るものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障

害を有するために日常生活又は社会生活に制限

を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障

害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害

者に対し、その心理機能の適正な発達を支援

し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発

達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教

育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心

理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進

のために発達障害の症状の発現後できるだけ早

期に発達支援を行うことが特に重要であること

にかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な

措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、

発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、そ

の者の状況に応じて適切に、就学前の発達支

援、学校における発達支援その他の発達支援が

行われるとともに、発達障害者に対する就労、

地域における生活等に関する支援及び発達障害

者の家族に対する支援が行われるよう、必要な

措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当

たつては、発達障害者及び発達障害児の保護者

(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、

児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の

意思ができる限り尊重されなければならないも

のとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等

の施策を講じるに当たつては、医療、保健、福

祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局

の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪

等により発達障害者が被害を受けること等を防

止するため、これらの部局と消費生活に関する

業務を担当する部局その他の関係機関との必要

な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解

を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、

発達障害者が社会経済活動に参加しようとする

努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発

達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律

第百四十一号)第十二条及び第十三条に規定す

る

事項

発達障害者支援法案

発達障害者支援法案

目次

発達障害者支援法案

発達障害者支援法案

発達障害者支援法案

る健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)  
第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)  
第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活す

ることを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)  
第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。  
(放課後児童健全育成事業の利用)  
第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)  
第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)  
第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようするために、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の

地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)  
第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)  
第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等  
(発達障害者支援センター等)  
第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。  
二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。  
三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。  
四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)  
第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)  
第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(改善命令)  
第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)  
第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は

発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると思われる病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する

必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

十一月二十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILO勧告に沿った公務員法の改正に関する請願(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二八〇号)

第二七四号 平成十六年十一月二十四日受理  
ILO勧告に沿った公務員法の改正に関する請願  
請願者 埼玉県戸田市上戸田一ノ一八ノ一  
小須田始 外十九名

紹介議員 吉川 春子君

公務員の労働基本権が一方的に剝奪されてから、五〇年以上が経過する。国際労働機関(ILO)結社の自由委員会は、二〇〇二年十一月と二〇〇三年六月の二度にわたって、消防職員等への団結権の付与、国の行政に直接従事しない職員へのストライキ権等の付与などに向けて、労働組合

などとの全面的で率直かつ意味のある交渉・協議を速やかに行うよう日本政府に勧告した。しかし、政府は、ILO勧告にこたえないばかりか、公務員の労働基本権を制約したまま、当局の人事管理権限を強化する新人事制度の導入や、国民批判的である天下りの自由化を進める公務員制度改革の具体化に向けて、この臨時国会にも関連法案を提出・審議しようとしている。公正・中立で効率的な公務サービスを提供するためにも、労働基本権の回復などILO勧告に沿った公務員法の改正こそ求められている。

ついでに、民主的公務員制度の確立に向けて、次の事項について実現を図られたい。

一、国際労働機関(ILO)の勧告に沿って公務員労働者の労働基本権を回復し、労使対等の交渉による労働条件決定制度など働くルールを確立すること。

二、「公務員制度改革大綱」を撤回し、労働組合との交渉・協議、国民的な議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

三、政官財の癒着をなくすためにも、天下りの禁止、特権的な官僚制度の廃止など、必要な施策を実施すること。

第二七五号 平成十六年十一月二十四日受理  
ILO勧告に沿った公務員法の改正に関する請願  
請願者 静岡市稲川二ノ二ノ一 大橋定夫  
外四十名

紹介議員 藤本 祐司君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二七六号 平成十六年十一月二十四日受理  
ILO勧告に沿った公務員法の改正に関する請願  
請願者 茨城県下館市下川島六一 園部 力 外十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二八〇号 平成十六年十一月二十四日受理

ILO勧告に沿った公務員法の改正に関する請願  
請願者 札幌市白石区菊水三条三丁目 小泉孝義 外百一名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。







平成十六年十二月六日印刷

平成十六年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D